

京都市告示第476号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和3年12月17日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者氏名	施術所名称	所在地	指定年月日
長坂 直樹	上賀茂整骨施術院	北区上賀茂向繩手町62-1	令和3年11月1日
町田 文香	梅原鍼灸院	上京区浮田町605 川上ビルⅢ 303	令和3年11月1日
宮崎 裕一	みやざき整骨院	中京区西ノ京池ノ内町4-2	令和3年9月13日
熊澤 孝行	フレアス在宅マッサージ京都右京区施術所	右京区嵯峨明星町22番地コーポ車折202	令和3年11月22日
長谷川 隆樹	株式会社アイ・サポート	西京区上桂三ノ宮町99-3	令和3年10月31日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)